

信州大学大学院工学系研究科修士課程と有限責任中間法人
日本繊維技術士センターとの間における連携・協力に関する
協定書

信州大学（以下「甲」という。）と有限責任中間法人日本繊維技術士センター（以下「乙」という。）は、連携・協力して、甲の大学院工学系研究科修士課程（以下「研究科」という。）における教育研究の一層の充実と当該研究科学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究の交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（客員教員の採用）

第1条 甲は、乙と協議の上、甲の人事関係規程に基づき、乙の研究職員を研究科の非常勤の教員として採用する。この場合において、甲は、信州大学客員教授等選考基準（平成16年信州大学基準第2号）の規定に基づき、客員教授又は客員助教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。

（客員教員の任期）

第2条 客員教員の任期は1年とし、必要に応じ年度ごとに更新する。ただし、甲における長期的な教育研究の必要性から、継続性をもたせることを原則とする。

（客員教員の手当の支給）

第3条 甲は、客員教員に対し、甲の予算の範囲内において非常勤講師手当を支給する。

（客員教員の研究費等の支給）

第4条 客員教員の研究指導等に要する研究費、旅費等は、甲の予算の範囲内で甲の関係規程に基づき、甲が支給する。

（専攻会議への出席）

第5条 客員教員は、研究科の専攻長が必要と認めたときは、当該専攻会議の構成員となることができるものとする。ただし、人事、予算、組織その他の管理運営に関する事項の審議に加わることはできない。

（災害補償）

第6条 甲は、客員教員が職務上、通勤上又は職務に係る旅行上に災害を受けた場合は、災害補償を行うものとする。

（客員教員の職務）

第7条 客員教員は、甲又は乙において教育研究を行うものとする。

- 2 乙において教育研究を行うときは、乙の定める範囲内で行うものとする。
- 3 客員教員は、学位論文審査委員会委員になることができるものとする。

(教育研究)

- 第8条 研究科の教員と客員教員は、緊密に連携し、教育研究に当たるものとする。
- 2 連携・協力する分野の教育研究は、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。
 - 3 教育研究を円滑に行うため、工業試験場等の関係機関に研究支援等を依頼する必要が生じたときは、甲と乙とが協議の上、合意した後、これに当たるものとする。
 - 4 客員教員が、乙において教育研究を行う場合の施設・設備の使用料等は、無償とする。
 - 5 乙において教育研究を行う場合は、乙の定める範囲を超えないものとし、これに必要な消耗品等は、甲から乙に持ち込むことができるものとする。

(学生の資格等)

- 第9条 乙において教育及び研究指導を受けることのできる学生の資格又は身分は、乙の定めるところによるものとする。
- 2 学生が乙において教育及び研究指導を受ける際に、故意又は重大な過失により標本資料、設備機器等を亡失、破壊若しくは損傷し、又は秘密遵守を怠って、乙若しくは第三者に損害を与えた場合は、甲は責任を持ってこの解決に当たるものとする。
 - 3 学生が乙において教育及び研究指導を受ける際に、学生の故意又は過失により身に傷害を受けた場合は、乙はその責を負わないものとする。
 - 4 甲は、乙において教育及び研究指導を受ける学生に対し、学生教育研究災害障害保険に加入することを義務づけるものとする。

(研究成果の公表)

- 第10条 学生が乙において研究指導等を受けて得た技術情報及び研究成果については、甲は事前に書面による乙の了解を得て公表するよう学生を指導するものとする。

(発明)

- 第11条 甲の教員と客員教員が共同して行う研究又は客員教員が学生に対して行う研究指導等において発明が生じた場合は、相互に通報するとともに、その取扱いについて、甲と乙とが協議するものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、平成18年4月1日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも文書により終了の申出がない場合は、有効期間は更に1年延長されるものとし、以後同様とする。

(疑義の解決等)

- 第13条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、改定の必要が生じた場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を新たに定める場合は、甲と乙とが協議

して処理するものとする。

(合意管轄)

第14条 この協定又はこの協定に付随関連する措置若しくは事項等について訴訟を提起する場合は、長野地方裁判所松本支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

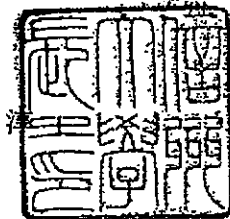
(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議の上、別に定めることができるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月 / 日

(甲) 長野県松本市旭3-1-1
信州大学長
小宮山



(乙) 大阪府吹田市垂水町3-7-18 P&Mビル
有限責任中間法人日本繊維技術士センター

理事長 向山 泰

